

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 2     | 個人住民税関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取県智頭町長

## 公表日

平成34年3月8日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 個人住民税関係事務  |
| ②事務の概要   | 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①課税原票の照会<br>②住民税課税情報の照会<br>③課税データ、給与所得者の異動届の入力<br>④納税通知書の出力  |
| ③システムの名称   | 住民税システム<br>申告受付支援システム<br>地方税電子申告支援サービス<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 住民税課税台帳ファイル<br>申告受付情報ファイル<br>地方税電子申告情報ファイル<br>国税連携情報ファイル<br>年金特徴情報ファイル<br>宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | 番号法第9条第1項、別表第一の第16の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠  | 番号法第19条7号<br>番号照会者:別表第二の10,15,18,27,31,42,54,61,62,64,70,74,94,108116の項<br>情報提供者:別表第二の<br>1,2,3,4,6,8,10,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65<br>66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117 |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |  |
| ①部署  | 税務住民課  |
| ②所属長の役職名   | 税務住民課長   |
| 6. 他の評価実施機関  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先  | 税務住民課  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |  |
| 連絡先  | 税務住民課  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成34年2月28日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 平成34年2月28日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |              |            |  |
|--|--------------|------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |              |            | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |              |            |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |              |            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 3. 特定個人情報の使用   |              |            |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |              |            |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |              |            |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |              |            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |              |            |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 8. 監査  |              |            |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検   | [ ○ ] 内部監査 | [ ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |              |            |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |

变更箇所